

【交付書面】

証券コード 3082

2024年9月12日

株 主 各 位

大阪府中央区安土町二丁目3番13号

株式会社きちりホールディングス

代表取締役社長CEO兼COO 平川 昌紀

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kichiri.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「招集通知」「2024年」を順に選択いただき、ご確認ください）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「きちりホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3082」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年9月27日（金曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月30日（月曜日）午後1時
（受付開始：午後0時）
2. 場 所 大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪市中央公会堂『大集会室』
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権を行使された場合の議決権行使書において議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

本株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんので、ご了承ください。

事業報告

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会活動の正常化が徐々に進む中で、雇用や所得環境が改善し、内需主導で緩やかな回復基調が続きました。一方で、世界的な金融引締めや円安、物価上昇等が国内景気に与える影響など、景気下振れのリスクは依然として大きく、先行き不透明な状況が続いております。

当飲食業界におきましても、行動制限緩和に伴い個人消費意欲が高まり、インバウンド需要の回復を見せつつあります。一方で原材料費、光熱費等の高騰などにより外食業界をとりまく環境は厳しく不透明な状況が続いております。

このような経営環境下、当社グループは飲食事業において、以下のとおり新規6店舗をオープンいたしました。

いしがまやハンバーグ業態では、2023年12月、愛知県岡崎市の商業施設「イオンモール岡崎」内にて、「いしがまやハンバーグ イオンモール岡崎」、東京都国分寺市の商業施設「セレオ国分寺」内にて、「いしがまやハンバーグ セレオ国分寺」の2店舗をオープンいたしました。

韓国料理業態では、2023年11月東京都西多摩郡日の出町の商業施設「イオンモール日の出」内にて、「VEGEGO オヌレシクタン&cafeイオンモール日の出」、2024年4月、愛知県名古屋市の商業施設「イオンモール Nagoya Noritake Garden」内に「VEGEGO オヌレシクタン&cafe名古屋則武新町」をオープンいたしました。

とんかつ業態では2024年3月、埼玉県富士見市の商業施設「三井ショッピングパークららぽーと富士見」内にて、「とん久 ららぽーと富士見」をオープンいたしました。

焼き肉業態では2024年5月、東京都練馬区にて焼き肉業態の3号店、「肉の満牛萬 練馬関町」をオープンいたしました。

このように、当社グループは、KICHIRI業態・いしがまやハンバーグ業態・韓国料理業態等、あらゆる立地に対応した様々な業態を保有しており、トレンドを的確に捉える高い業態開発力を持っています。また、従業員一人ひとりが、当社グループの企業理念である「大好きがいっぱい」を表現し、当社グループ独自の“おもてなし”を提供することで競合他社と

の差別化を図ってまいります。

プラットフォームシェアリング事業については、当社がこれまで培ってきたプロデュース力やコンサルティング力を活かして多種多様な分野におけるブランドホルダーとのコラボレーションを実現することで新たな顧客価値を創造し、また人々の働き方やライフスタイルの変化から生まれる様々な課題を新しいテクノロジーによって解決するDXについても積極的に推進しております。このように事業を複数展開する中、プラットフォームシェアリング事業で培ったノウハウが、日本全体の活力向上を目指す地方創生に寄与できると考え、2023年4月より、地方創生事業を行っております。

フランチャイズ事業については、ハンバーグ業態にて、西日本最大級の総合スーパーであるイズミが展開するショッピングセンター「ゆめタウン」への出店を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、13,747百万円(前年同期比25.6%増)、営業利益784百万円(前年同期は営業損失83百万円)、経常利益445百万円(前年同期は経常損失274百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益256百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失253百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は671百万円(無形固定資産、差入保証金を含む)であり、その主なものは次のとおりであります。

	業 態	店舗名	開設年月
新規 出店	「いしがまやハンバーグ」	い し が ま や ハ ン バ ー グ イ オ ン モ ー ル 岡 崎	2023年12月
	「いしがまやハンバーグ」	い し が ま や ハ ン バ ー グ セ レ オ 国 分 寺	2023年12月
	「 韓 国 料 理 」	VEGEGO オヌレシクタン&cafe イ オ ン モ ー ル 日 の 出	2023年11月
	「 韓 国 料 理 」	VEGEGO オヌレシクタン&cafe 名 古 屋 則 武 新 町	2024年4月
	「 と ん か つ 」	と ら ぼ ー と 富 士 見 ら ら ぼ ー と 富 士 見	2024年3月
	「 焼 き 肉 」	肉 の 満 牛 萬 練 馬 関 町	2024年5月

③ 資金調達の状況

2024年3月5日に公募による新株式発行及び自己株式の処分により898百万円の増資を実施、2024年4月3日に第三者割当増資により134百万円の増資を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2. 会社の現況 (2) 新株予約権等の状況をご参照ください。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2021年 6 月期)	第 24 期 (2022年 6 月期)	第 25 期 (2023年 6 月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (2024年 6 月期)
売 上 高(千円)	5,615,549	6,920,721	10,941,963	13,747,050
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△560,332	355,714	△274,494	445,484
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損 失 (△)(千円)	△544,538	151,278	△253,217	256,555
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△)(円)	△53.26	14.90	△25.01	24.44
総 資 産(千円)	8,215,312	7,381,776	6,793,949	7,541,398
純 資 産(千円)	868,245	973,996	619,938	1,839,796
1株当たり純資産額 (円)	74.30	84.69	51.44	155.30

(注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年6月期連結会計年度の期首から適用しており、2022年6月期連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2021年 6 月期)	第 24 期 (2022年 6 月期)	第 25 期 (2023年 6 月期)	第 26 期 (当事業年度) (2024年 6 月期)
売 上 高(千円)	—	—	12,195	197,330
営 業 収 益(千円)	120,000	120,000	447,820	516,000
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△204,095	△78,619	△32,713	174,088
当期純利益又は当期 純 損 失 (△)(千円)	△236,541	△167,068	56,809	119,215
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△)(円)	△23.13	△16.45	5.61	11.35
総 資 産(千円)	1,564,040	1,359,317	1,434,747	2,571,916
純 資 産(千円)	1,480,125	1,299,211	1,236,960	2,340,234
1株当たり純資産額 (円)	141.30	120.63	118.74	203.41

(注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年6

月期事業年度の期首から適用しており、2022年6月期事業年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合(%)	事業内容
株式会社K I C H I R I	10百万円	100.0	外食(直営/FC)運営事業 プラットフォームシェアリング事業
株式会社A p p l y N o w	83百万円	90.8	スマート選考ソリューション『ApplyNow』『InterviewCloud』の開発、販売 クラウド型サービスの開発、販売 クラウド型サービスの導入コンサルティング
株式会社ユニゾン・ブルー	26百万円	51.0	日本における『Plataran』ブランドのレストラン部門の展開
PT KICHIRI RIZKI ABADI	28,600百万Rp	51.0	インドネシアにおける『いしがまやハンバーグ』『CHAVATY』のフランチャイズ展開
株式会社W e b r y d a y	5百万円	100.0 (100.0)	Webページ制作・運用

(注)株式会社W e b r y d a yについては、株式会社A p p l y N o wが100.0%出資する子会社(当社の孫会社)であります。議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。2024年7月1日付で株式会社A p p l y N o wを存続会社、株式会社W e b r y d a yを消滅会社とする吸収合併を行っております。

③ 当連結会計年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	株式の 帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
株式会社K I C H I R I	東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号	862,547千円	2,571,916千円

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する外食業界は、市場への参入障壁が比較的低いことから新規参入が多く、加えて顧客嗜好の多様化により、店舗間の競合・競争が激化しております。そして、業界自体が成熟する中では、マーケットと向き

合い、常に新しい価値を提供し続けることが重要であると考えております。

このような状況の中、当社グループは「外食産業の新たなスタンダードの創造」という目標を達成するため、以下の点に取り組んでいく方針であります。

① 競合優位性について

当社グループは、KICHIRI業態・いしがまやハンバーグ業態・韓国料理業態・とんかつ業態及び焼き肉業態等、あらゆる立地に対応した様々な業態を保有しており、トレンドを的確に捉える高い業態開発力を保持しております。また、従業員一人ひとりが、当社グループの企業理念である「大好きがいっぱい」を表現し、当社グループ独自の“おもてなし”を提供することで競合他社との差別化を図ってまいります。

② 人材確保及び教育について

当社グループは、ホスピタリティに溢れた優秀な人材の継続的確保が重要な経営課題であると認識しております。そのため、中途採用による即戦力となる人材の確保はもちろん、新卒者の採用を積極的に行っております。これまでのピラミッド型の組織体系ではなく、多くの階層を持たないフラットな組織体系によって情報の伝達を早めることで、風通しの良い、従業員一人ひとりの働く意欲を高められる組織の構築を企図しております。

当社グループは、競争が激化している外食業界において持続的な成長を果たしていくために、多様な業態の開発を進めることでライセンスの蓄積を進め、ライセンスホルダーとして直営、フランチャイズ事業及びプラットフォームシェアリング事業の展開を図るとともに、アフターコロナという時代の変化の中で、新たなビジネスチャンスをつかむべく、柔軟かつ積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

当社グループの主要な事業は飲食事業であります。関西圏・関東圏を中心に、「Casual Dining KICHIRI」を29店舗、「新日本様式KICHIRI」を7店舗、「いしがまやハンバーグ」を29店舗、「VEGEGO」を15店舗、その他48店舗の合計128店舗を直営にて展開しております。

(6) 主要な営業所 (2024年6月30日現在)

① 当社

大阪本社 大阪府中央区安土町二丁目3番13号

東京本社 東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号

② 子会社

株式会社K I C H I R I (東京都)

店 舗	大阪府	31店舗
	東京都	36店舗
	神奈川県	18店舗
	埼玉県	9店舗
	愛知県	8店舗
	兵庫県	6店舗
	静岡県	4店舗
	千葉県	4店舗
	京都府	3店舗
	奈良県	3店舗
	長野県	1店舗
	広島県	1店舗
	合計	124店舗

株式会社A p p l y N o w (東京都)

株式会社ユニゾン・ブルー (東京都)

店 舗 東京都 1店舗

PT KICHIRI RIZKI ABADI (インドネシア共和国)

店 舗 ジャカルタ市 3店舗

株式会社W e b r y d a y (東京都)

(7) 使用人の状況 (2024年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
504 (1,063) 名	75名増 (121名増)

(注) 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名	1名増	43.6歳	9.0年

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,812,868千円
株式会社日本政策金融公庫	700,000千円
株式会社商工組合中央金庫	586,000千円
株式会社りそな銀行	285,000千円
株式会社関西みらい銀行	204,987千円
株式会社池田泉州銀行	91,701千円
株式会社みずほ銀行	72,500千円
株式会社三井住友銀行	13,368千円
計	3,766,424千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2024年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 33,600,000株
- ② 発行済株式の総数 11,324,600株
- ③ 株主数 13,550名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社エムティアンドアソシエイツ	4,152,000株	36.66%
葛原昭	348,600株	3.08%
平川勝基	259,500株	2.29%
平川昌紀	242,300株	2.14%
平田哲士	198,200株	1.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	146,300株	1.29%
平川住宅株式会社	136,800株	1.21%
清原康孝	124,700株	1.10%
榎卓生	112,200株	0.99%
株式会社マルゼン	96,000株	0.85%

(注) 持株比率は自己株式(23株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 8 回新株予約権
発行決議日		2022年 5 月 9 日
新株予約権の数		2,800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 280,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 11,900円 (1 株当たり 119円)
権利行使期間		2022年 5 月 26日から 2032年 5 月 25日まで
行使の条件		割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 ヶ月間（当日を含む 21 取引日）の平均値が一度でも行使価額に 30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
役員 保有 状況	取締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,800個 目的となる株式数 280,000株 保有者数 4名

		第9回新株予約権
発行決議日		2022年9月28日
新株予約権の数		600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 8,500円 (1株当たり 85円)
権利行使期間		2026年9月28日から 2032年9月27日まで
行使の条件		割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1名

② 当事業年度の末日において当社使用人が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第9回新株予約権
発行決議日		2022年9月28日
新株予約権の数		300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 8,500円 (1株当たり 85円)
権利行使期間		2026年9月28日から 2032年9月27日まで
行使の条件		割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
使用人の保有状況	使用人	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 3名

3. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO兼COO	平 川 昌 紀	株式会社K I C H I R I 代表取締役会長 株式会社A p p l y N o w 取締役 株式会社ユニゾン・ブルー取締役 株式会社サニタイズ取締役 PT K I C H I R I R I Z K I A B A D I 取締役 株式会社C H A V A T Y R & C 代表取締役社長 株式会社W e b r y d a y 取締役
常 務 取 締 役 C F O	葛 原 昭	株式会社A p p l y N o w 代表取締役社長 株式会社ユニゾン・ブルー監査役 PT K I C H I R I R I Z K I A B A D I 監査役 株式会社W e b r y d a y 代表取締役社長
取 締 役	平 田 哲 士	営業統括本部長 株式会社K I C H I R I 代表取締役社長 株式会社ユニゾン・ブルー代表取締役社長 株式会社レストランX 取締役 PT K I C H I R I R I Z K I A B A D I 取締役
取 締 役	松 藤 慎 治	商品統括本部長 株式会社レストランX 代表取締役社長
取 締 役	木 村 敏 晴	合同会社コロボックル代表 株式会社フロンティアベース代表取締役
常 勤 監 査 役	長 鋪 潤	株式会社K I C H I R I 監査役
監 査 役	榎 卓 生	税理士法人大手前総合事務所代表社員 株式会社T B グループ社外監査役 株式会社アイ・ピー・エス社外取締役 株式会社A p p l y N o w 監査役 株式会社マネージメントリライアンス代表取締役
監 査 役	井 上 賢	A C C E S S 法律事務所代表

- (注) 1. 取締役木村敏晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役榎卓生氏及び監査役井上賢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役榎卓生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役井上賢氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役木村敏晴氏及び監査役井上賢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び両社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役（当該事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年6月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成します。

b. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、社会情勢、従業員給与の水準も勘案し、総合的に決定します。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

該当事項はありません。

d. 非金銭報酬等に関する方針

ストック・オプション制度に基づき、株式報酬として対象取締役に対し新株予約権を付与することとします。

e. 基本報酬及び業績連動報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とします。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額に関しては、取締役会での協議に基づき決定するものとし、具体的配分基準は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価按分とします。

- g. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。新株予約権付与の時期等の方針は定めないものとしております。
- h. 報酬等の決定の委任に関する事項
 該当事項はありません。
- i. 監査役の報酬決定方針
 株主総会において決議された報酬限度額内において、各役員職責、在任年数などを総合的に勘案の上、監査役会の協議により決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	101,643 (2,400)	100,368 (2,400)	- (-)	1,275 (-)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	5,400 (3,600)	5,400 (3,600)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	107,043 (6,000)	105,768 (6,000)	- (-)	1,275 (-)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第17期定時株主総会において年額300,000千円以内(うち社外取締役年額30,000千円以内)と決議いただいております(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社外取締役は1名)であります。
 また、上記報酬枠とは別枠で、2018年9月27日開催の第20期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100,000千円以内、株式数の上限を年300,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。
 当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、5名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2004年9月13日開催の第6期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
 当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
4. 非金銭報酬等は株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権であります。当事業年度に係る当該株式報酬型ストック・オプションは第9回ストック・オプションの当期費用計上額1,275千円を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役木村敏晴氏は、合同会社コロボックルの代表、株式会社フロンティアベースの代表取締役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

- 監査役榎卓生氏は、税理士法人大手前総合事務所の代表社員、株式会社マネージメントリライアンスの代表取締役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

- 監査役井上賢氏は、ACCESS法律事務所の代表であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 監査役榎卓生氏は、株式会社アイ・ピー・エスの社外取締役、株式会社TBグループの社外監査役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 木村敏晴	当事業年度におきましては、20回の取締役会（定時取締役会11回）に出席し、経営者としての豊富な経験・知識から、経営の意思決定に関し、意見を述べております。長年にわたり飲食業の上場企業にCFOとして携わり、また、経営者としても豊富な経験から高い見識・知見に基づき、取締役会において俯瞰的な視点から当社の経営の監督と経営全般の助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
監査役 榎 卓生	当事業年度におきましては、21回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、12回の監査役会全てに出席し、経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行い、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 井上 賢	当事業年度におきましては、21回の取締役会（定時取締役会12回）全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、12回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,950千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な配当政策を行うことを目的に、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への適切な利益配分を経営の重要課題であると認識しており、人材育成及び教育、将来の事業展開と経営体質の強化のため十分な内部留保を勘案した上で、当社成長に見合った利益還元を行っていくことを基本方針としております。

この方針のもと、2024年6月期の期末配当につきましては、1株当たり5.0円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,270,249	流動負債	2,531,574
現金及び預金	2,983,497	買掛金	354,987
売掛金	484,153	1年内返済予定の長期借入金	775,397
原材料及び貯蔵品	104,475	未払金	376,114
前払費用	160,461	未払費用	496,661
預け金	181,722	未払法人税等	106,887
未収入金	68,261	未払消費税等	254,241
その他	287,677	株主優待引当金	28,047
固定資産	3,271,149	その他	139,238
有形固定資産	1,771,149	固定負債	3,170,027
建物	1,397,565	長期借入金	2,991,027
車両運搬具	568	資産除去債務	150,749
工具、器具及び備品	288,753	長期前受収益	24,562
建設仮勘定	84,262	その他	3,688
無形固定資産	97,168	負債合計	5,701,602
のれん	36,950	純資産の部	
ソフトウェア	59,480	株主資本	1,761,283
電話加入権	737	資本金	714,684
投資その他の資産	1,402,830	資本剰余金	1,023,908
投資有価証券	117,412	利益剰余金	22,699
長期前払費用	7,913	自己株式	△9
繰延税金資産	298,638	その他の包括利益累計額	△2,619
差入保証金	879,644	為替換算調整勘定	△2,619
関係会社長期貸付金	100,000	新株予約権	36,666
貸倒引当金	△777	非支配株主持分	44,465
		純資産合計	1,839,796
資産合計	7,541,398	負債・純資産合計	7,541,398

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売上高		13,747,050
II 売上原価		3,864,139
売上総利益		9,882,910
III 販売費及び一般管理費		9,097,963
営業利益		784,946
IV 営業外収益		
1. 受取利息	417	
2. 為替差益	893	
3. その他	1,884	3,195
V 営業外費用		
1. 支払利息	19,101	
2. 暗号資産売却損	153,987	
3. 支払手数料	2,390	
4. 暗号資産評価損	133,111	
5. その他	34,067	342,657
経常利益		445,484
VI 特別損失		
1. 減損損失	96,592	96,592
税金等調整前当期純利益		348,891
法人税、住民税及び事業税	93,938	
法人税等調整額	20,476	114,414
当期純利益		234,477
非支配株主に帰属する当期純損失		22,078
親会社株主に帰属する当期純利益		256,555

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,327,954	流動負債	231,682
現金及び預金	1,113,517	未払金	79,024
売掛金	5,671	未払費用	34,475
関係会社短期貸付金	90,278	未払法人税等	49,991
前払費用	6,339	未払消費税等	28,167
未収入金	65,703	預り金	11,975
その他	46,444	株主優待引当金	28,047
固定資産	1,243,961	負債合計	231,682
有形固定資産	17,412	純資産の部	
建物	16,116	株主資本	2,303,567
車両運搬具	568	資本金	714,684
工具、器具及び備品	727	資本剰余金	894,019
無形固定資産	1,156	資本準備金	674,629
ソフトウェア	1,156	その他資本剰余金	219,389
投資その他の資産	1,225,392	利益剰余金	694,873
投資有価証券	53,579	その他利益剰余金	694,873
関係会社株式	1,029,771	繰越利益剰余金	694,873
長期前払費用	91	自己株式	△9
関係会社長期貸付金	100,000	新株予約権	36,666
繰延税金資産	27,043	純資産合計	2,340,234
差入保証金	14,918	負債・純資産合計	2,571,916
貸倒引当金	△12		
資産合計	2,571,916		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 営業収益		713,330
II 営業費用		529,499
営業利益		183,830
III 営業外収益		
1. 受取利息	195	
2. その他	97	292
IV 営業外費用		
1. 株式交付費	9,928	
2. その他	105	10,034
経常利益		174,088
税引前当期純利益		174,088
法人税、住民税及び事業税	39,171	
法人税等調整額	15,701	54,872
当期純利益		119,215

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年8月30日

株式会社きちりホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社きちりホールディングスの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きちりホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年8月30日

株式会社きちりホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きちりホールディングスの2023年7月1日から2024年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月30日

株式会社きちりホールディングス 監査役会

常勤監査役 長鋪 潤 印

社外監査役 榎 卓生 印

社外監査役 井上 賢 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1 再任	ひら かわ まさ のり 平川昌紀 (1969年7月16日生)	1993年4月 株式会社ダイヤモンドリゾート（現 株式会社ダイヤモンドソサエティ）入社 1997年11月 個人にて飲食店の経営開始 1998年7月 有限会社吉利（現 株式会社きちりホールディングス）設立 代表取締役 2000年11月 当社代表取締役社長 2010年11月 株式会社オープンクラウド（現 株式会社ApplyNow）取締役（現任） 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 取締役（現任） 2018年8月 株式会社きちり分割準備会社（現株式会社K I C H I R I）代表取締役社長 株式会社サニタイズ 取締役（現任） 2019年1月 PT K I C H I R I R I Z K I A B A D I 取締役（現任） 2019年4月 当社代表取締役社長CEO兼COO（現任） 株式会社K I C H I R I 代表取締役会長（現任） 2021年7月 株式会社CHAVATY R&C 代表取締役社長（現任） 2022年5月 株式会社W e b r y d a y 取締役（現任）	242,300株
取締役候補者とした理由 平川昌紀氏は、創業時より代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行い、経営トップとしての手腕を発揮してきました。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 数
2 再任	くず はら あきら 葛原 昭 (1973年9月19日生)	1998年12月 橋爪総合会計事務所（現 税理士法人 大阪合同会計事務所）入所 2003年2月 当社入社 2005年11月 当社株式公開準備室長 2006年4月 当社管理本部長 2006年10月 当社取締役管理本部長 2010年9月 当社常務取締役経営管理本部長 2010年11月 株式会社オープンクラウド（現 株式 会社A p p l y N o w） 代表取締役 社長（現任） 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 監査役 （現任） 2019年1月 PT KICHIRI RIZKI ABADI 監査役（現任） 2019年4月 当社常務取締役C F O（現任） 2022年5月 株式会社W e b r y d a y 代表取締 役社長（現任）	348,600株
取締役候補者とした理由 葛原昭氏は、2006年10月から取締役として企業経営に従事し、経営管理本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3 再任	ひら た てつ じ 平田 哲士 (1977年7月20日生)	2000年4月 大和実業株式会社入社（現 株式会社 ダイワエクシード） 2001年1月 当社入社 2006年11月 当社営業統括部長 2011年9月 当社取締役営業統括本部長（現任） 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 代表取締 役社長（現任） 2019年1月 PT KICHIRI RIZKI ABADI 取締役（現任） 2019年4月 株式会社K I C H I R I 代表取締役 社長（現任） 2020年7月 株式会社レストランX 取締役（現 任）	198,200株
取締役候補者とした理由 平田哲士氏は、2011年9月から取締役として企業経営に従事し、営業統括本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4 再任	まつ ふじ しん じ 松 藤 慎 治 (1977年11月16日生)	1998年11月 大阪電技株式会社入社 2006年1月 当社入社 2013年10月 当社執行役員 商品統括本部長 2015年9月 当社取締役商品統括本部長 (現任) 2020年7月 株式会社レストランX 代表取締役社長 (現任)	26,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>松藤慎治氏は、2015年9月から取締役として企業経営に従事し、商品統括本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5 再任 社外 独立	き むら とし はる 木 村 敏 晴 (1977年9月16日生)	2000年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 2008年2月 ワタミ株式会社入社 2008年6月 ワタミフードサービス株式会社CFO 2009年4月 ワタミ株式会社上席執行役員CFO 2009年6月 ワタミ株式会社取締役上席執行役員CFO 2011年11月 合同会社コロボックル 代表 (現任) 2012年9月 当社社外取締役 (現任) 2014年1月 株式会社フロンティアベース 代表取締役 (現任)	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>木村敏晴氏は、長年にわたり飲食業の上場企業にCFOとして携わり、経理財務に関する専門知識及び経営者としての経験を有しており、2012年9月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。</p> <p>また、経営者としても豊富な経験から高い見識・知見に基づき、取締役会において俯瞰的な視点から当社の経営の監督と経営全般の助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。</p> <p>当社の取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言をしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木村敏晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木村敏晴氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、木村敏晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役（当該事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、木村敏晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年9月25日開催の第17期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち、社外取締役分30,000千円）とすることをご承認頂いております。また、2018年9月27日開催の第20期定時株主総会において、取締役の金銭報酬枠とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与のための報酬額を年額100,000千円以内とご承認頂いております。

今般、将来選任される取締役も含め、取締役に当社の企業価値の持続的な向上及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の株式報酬型ストックオプション制度に代え、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬等として支給することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当社の取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を行う方法（以下「無償交付方式」という。）
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を受ける方法（以下「現物出資方式」という。）

本議案に基づき無償交付方式又は現物出資方式により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年150,000株以内、その報酬等の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額100,000千円以内（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額としない範囲において取締役会において決定する金額とする。）といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案が承認可決された場合には、すでに付与済みのものを除き、取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は4名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は引き続き4名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当社の取締役会で定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役会その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(2)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、役務提供期間が満了する前に、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、対象取締役に当社の取締役会で別途定める一定の非違行為があった場合には、対象取締役から本割当株式の全てを無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年6月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容の概要は事業報告16頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当

株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

【ご参考】

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社は事業報告16頁に記載の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり改定いたします。

a. 基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成します。

b. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、社会情勢、従業員給与の水準も勘案し、総合的に決定します。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

該当事項はありません。

d. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有することにより、株価上昇及び企業価値向上の貢献意欲を高めることを目的として、株式報酬として対象取締役に対し譲渡制限付株式を付与することとします。

e. 基本報酬及び業績連動報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とします。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額に関しては、取締役会での協議に基づき決定するものとし、具体的配分基準は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価按分とします。

g. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。譲渡制限付株式付与の時期等の方針は定めのないものとしております。

h. 報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

i. 監査役の報酬決定方針

株主総会において決議された報酬限度額内において、各役員の職責、在任年数などを総合的に勘案の上、監査役会の協議により決定することとしております。

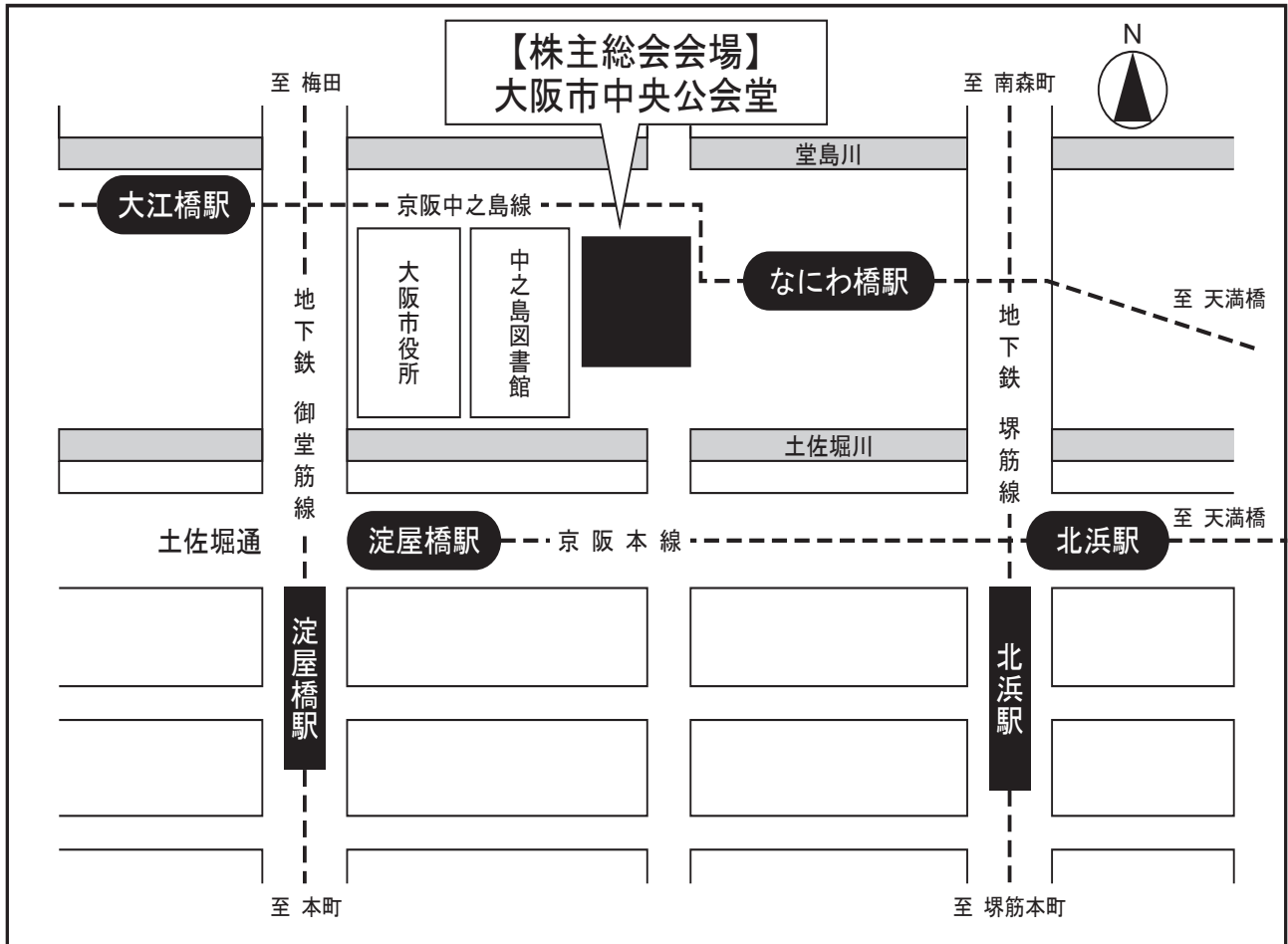
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区中之島一丁目1番27号

大阪市中央公会堂『大集会室』

TEL 06-6208-2002



交通 地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」1番出口徒歩5分

地下鉄堺筋線「北浜駅」19番出口徒歩3分

京阪本線「淀屋橋駅」1番出口徒歩5分

京阪中之島線「なにわ橋駅」1番出口徒歩1分

※ご来場の際しましては、駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

本株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんので、ご了承ください。